



化学品管理子

化学品管理の基礎の基礎



第1回 化学品管理とは何をして、何ができていればいいのか？

はじめに・自己紹介

はじめまして。化学品管理子と申します。普段はX(旧Twitter)で活動しております。

この度、月刊 化学物質管理にて「化学品管理の基礎の基礎」と題して寄稿させていただくことになりました。化学品管理について、テーマを決めていろいろと書いていきたいと思っております。既に化学品管理については一家言あるぞという方も、実は化学品管理って何から何までやればいいのかよくわからないんだよねという方もぜひご一読いただければ幸いです。

また、このコーナー で取り上げてほしいテーマ等あればぜひ月刊 化学物質管理 編集部にお寄せください。

化学品管理子 Xアカウント→ 化学品管理子(@kagakuhiro) <https://x.com/kagakuhiro>

(化学品管理と化学物質管理)

早速ですが、日本化学品工業協会(日化協)さんや日本化学品輸出入協会さんは「化学品管理」という言葉を使っていて、官公庁や日本自動車工業会さんや日本電機工業会さんは「化学物質管理」です。この雑誌も「化学物質管理」ですね。管理子は前者の業界団体との関わりが深かったことから「化学品管理子」と名乗っていますし、このコーナーでは化学品管理という言葉で統一させていただきます。

化学品管理と言っても、実際に何をどうするお仕事を指すかは会社ごとにまちまちです。ここでは、化学品管理を以下のように定義してみることにします。

- 「どんな化学物質が含有されているか？」は製品・商品を直接見てもわからない。目には見えないながら人体・環境へ影響する化学物質を安全に流通・使用・廃棄するためには目に見えない情報を管理しなければならない。
- 目に見えない情報を管理する目的は大きく2つに分けられる。ひとつは「製造・輸入を中心とした企業活動の管理」もうひとつは「サプライチェーンを通じた情報提供」。それぞれ、法規制によって管理されている場合もあれば企業間の自主的な取り組みとして決められている場合もある。
- 昨今では、この情報管理は化学品(いわゆる、気体・液体・粉末等の形態をもった化学物質である製品・商品)に限らず、それを使った成形品や最終製品についても要求されている。成形品や最終製品については主に「どんな化学物質が含有されているか」という観点で管理される。

化学品管理とは何をして何ができていればいいのか

では、以上を踏まえて化学品管理とは何をして何ができていればいいのか、の前に化学品管理とはどんなことをするのか、についてももう少し具体的にまとめてみます。

図表 1 化学品管理とはどんなことをするのか？

目的	内容	法規制等で定められている事項の例	社会的な要請等を背景に要求される事項の例
企業活動の管理		<ul style="list-style-type: none"> 特定の化学物質の製造・輸入の禁止や許認可・取り扱いについての規制対応 新しい化学物質の製造・輸入前のリスク評価 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の化学物質の不使用
サプライチェーンを通じた情報伝達		<ul style="list-style-type: none"> SDSの作成と交付 ラベルによる情報伝達 その他の情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> IMDSやchemSHERPAを用いた情報伝達 その他、サプライチェーンから要求される個別の含有物質調査等

情報管理

製品・商品を構成する化学物質
製品・商品に生成・含有される不純物

化学品管理においては、法規制で定められている事項に違反することはもちろん、顧客からの要請や情報提供に対しても虚偽や過失があれば社会からの信頼を失うリスクがあります。化学品管理の目的としては、法規制への対応及びそれ以外の要求事項への対応を通じて企業としての社会的な責任を果たすことと言い換えられます。

いずれの場合でも、自社の製品・商品を構成する化学物質と生成・含有される不純物について把握し、情報として管理することが対応への第一歩です。製造業者が自社で化学反応を行う場合と・化学物質の混合により製品を製造する場合・化学品を輸入する場合それぞれ状況は異なりますが、いずれの場合でも製品・商品の化学構造・原材料・製法等の理解が不可欠です。

そして、化学品管理に係る法規制と一言で言っても、具体的にどの規制について確認しておくかは事前に把握しておく必要があります。例えば、「化審法のチェックはしたけれど毒劇物だとは知らなかった」「毒劇物であることは認識していたけれど麻薬及び向精神薬原料として輸出が厳しく規制されていることを知らなかった」というのは典型的な違反のパターンです。また、「購入した毒劇物を顧客へサンプルとして送付した」というようなアクションも、違反行為が含まれている場合があります。「うちの製品は該当しないし…」と思っているとたまたま該当した時に対応が漏れることがあります。化学品に係る規制への対応は、少なくとも化学品管理の担当部門においては日常業務で使わないものも含めて一通り把握しておくことが望ましいと言えます(何をもち一通りとするかは業種によって異なりますが、次回以降でまとめてみたいと思います)。

また、ここが化学品管理の難しいところですが、図表 1 における各事項における管理対象は同じとは限りません。例として図表 2 に、「新しい化学物質の製造・輸入前のリスク評価」のうち日本の化審法と安衛法で規制する範囲について、一部を抜粋して比較を示しました。ここだけ見ても、単純に製品・商品を構成する化学物質を分析して、含有物質を ppm オーダーで表にしておけばよいというものでもないことが分かりますね。

図表 2 化審法・安衛法における管理対象についての比較 (抜粋)

項目 \ 法律	化審法 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)	安衛法 (労働安全衛生法)
管理対象の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業的に他の化学物質または製品の製造に供される物質 ※有償・無償は実は関係なく、不特定多数の利用者によって使用されることを前提としないものは対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者がばく露される恐れのあるもの ※一般消費者の生活の用に供される製品は有害性調査対象外
不純物の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に対象 ※不純物として1%未満で含有される新規化学物質は新規化学物質として取り扱わない ※含有される第一種特定化学物質は1%未満でも・不純物でも規制対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分離できない場合は単独での有害性調査不要 ※被験物質の一部として考える(被験物質の純度により取扱方法が異なる) ※分離できる場合は要有害性調査
以降は次回で比較		

つまり「自社の製品・商品を構成する化学物質及び生成・含有されうる不純物について把握する」というのは各法規制や要求事項を正確に把握することが前提になります。各法規制における考え方の具体例については次回以降でまとめていきたいと思っております。法規制以外の要求事項についてはケースバイケースですが、要求の目的に不明点がある場合、要求元(多くは依頼してきたサプライチェーン下流の事業者)へ確認が必要なことがあります。

本日のまとめ

以上、化学品管理とは何をして何ができていけばいいのか、まとめます。

1. 製品・商品を構成する化学物質及び含有する(されうる)化学物質を把握する
 - ・ 非意図的な反応による生成物や原料由来の不純物等も可能な限りで把握する
2. 関連する法規制やその他の要求事項を理解する
 - ・ そもそも「関連する法規制」とは何かはあらかじめ見当をつけておく
 - ・ 規制に該当した場合何をしなければならないのかを、ちょっと広めに把握しておく
 - ・ 各法規制や要求事項において何について管理・規制するのかを把握する
3. 各法規制やその他の要求事項に沿って適切に対応する

具体的に「どの法規制について何を知っておかなければいけないか」が化学品管理の難しいところです。次回以降で具体的な例を出しながらお話してみたいと思っております。

化学品管理子 Xアカウントはこちら!

化学品管理子 (@kagakuhinko)

<https://x.com/kagakuhinko>